

認定長期優良住宅の維持保全状況に関する抽出調査を平成26年度から実施しています

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行されてから5年が経過します。

同法は、認定長期優良住宅について、認定計画実施者等（建築主）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく維持保全、記録の作成・保存等を適切に実施しながら使用していくことを求めています。

長崎県では、適切な維持保全、記録の作成・保存等が行われているかを確認するため、長期優良住宅を建築して5年、10年、20年、30年を経過した住宅を対象に、一定の割合抽出して調査することになりました。

調査の対象となったお住まいの方は、県から報告書作成の書類を郵送しますので、下記4. 報告方法により報告をお願いします。

1. 調査対象者

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定計画実施者

2. 調査対象住宅

認定長期優良住宅のうち、築後5年、10年、20年及び30年がたつもの

3. 調査内容

- (1) 住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録等の保存状況
- (2) 住宅の維持保全状況

4. 報告方法

県より送付致します指定様式により、下記提出先まで、同封の封筒により郵送して下さい。

提出先

建築物の所在地	提出先及び問い合わせ先（TEL）
西彼杵郡	長崎振興局 建築課 〒852-8134 長崎市大橋町 11-1 (095-844-2181)
諫早市、大村市	県央振興局 建築課 〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8 (0957-22-0010)
平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡	県北振興局 建築課 〒857-8502 佐世保市木場田町 3-25 (0956-23-1816)
島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局 建築課 〒855-8501 島原市城内 1-1205 (0957-63-0111)

五島市	五島振興局 建築班 〒853-8502 五島市福江町 7-1 (0959-72-2121)
新上五島町	五島振興局上五島支所 建築班 〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 578-2 (0959-42-1141)
壱岐市	壱岐振興局 建築班 〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 570 (0920-47-1111)
対馬市	対馬振興局 建築班 〒817-8520 対馬市巖原町大字宮谷 224 (0920-52-1311)

長崎県土木部住宅課 住環境整備班

電話：095-894-3104 FAX：095-894-3464

Email： sumai-doboku@pref.nagasaki.lg.jp